

# 歴史評論

歴史科学協議会編集

2015年 8月号

## 特集／日本の敗戦から70年

戦争責任論の現在と今後の課題

植民地支配責任論の系譜について

日本軍「慰安婦」研究の現状と課題

深まる日中歴史認識の相剋

戦後社会と象徴天皇制

山田 朗

板垣 竜太

林 博史

伊香 俊哉

河西 秀哉

塙田 孝

山田 耕太

\*

【歴史のひろば】

第4回地域史懇寄合「地域の全体史と現代」

【歴史の眼】

教科書はだれのものか

## 植民地支配責任論の系譜について

はじめに

「植民地支配責任」「植民地犯罪」「植民地責任」といった諸用語は、学問的な土壤から研究が蓄積され、既に合意をみていくような概念ではない(用語については後述)。日本では二〇〇九年に『植民地責任』論<sup>①</sup>という比較史の論文集が出されているが、同書は一つの試みとしてこのことばを採用したのであって、その編者である永原陽子も、「植民地責任」という用語は、二〇〇三年秋に共同研究者らと考證ついた「造語」のつもりであったと述懐している<sup>②</sup>。だからといって、それが全く「新しい」概念だというわけでもない。別稿で私が跡づけたかぎりで見ても、遅くとも

板垣 竜太

一九六三年には、日韓会談反対運動の過程で広く頒布された小冊子において、「戦争責任」に対応させるかたちで「植民地支配の責任」との文言が用いられている。<sup>③</sup> そのことに象徴されるように、少なくとも日本における植民地支配責任論は、「戦争責任」から派生したことばとして、政治的な運動のなかで問題提起として展開されてきた。日本を含む東アジアにおいて、戦争責任は、アジア太平洋戦争における日本軍・日本政府の戦争犯罪や広範な被害の真相究明、責任追及、謝罪、賠償・補償、その他未解決の諸問題に関わって概念化されてきた。しかしながら、戦争責任論は戦争以外の事象への適用という点において限界を抱えている。たとえば三・一運動(一九一九年)に対する過酷な弾圧を想起してみた場合、それは明らかにアジア

校倉書房

NO. 784

太平洋戦争の一部ではないし、主権国家間ないし正規軍間の戦争でもない。だからといって、J・P・サルトルの植民地主義論における絶妙な表現を借りていえば、それは「一連の偶然のでき」と「一連のシステム」(un systeme)としての植民地主義によって引き起されたものである。<sup>(3)</sup>日本の朝鮮植民地支配の諸問題が戦争責任の問題に還元されたとすると、私たちは植民地化の過程、植民地支配下、さらには脱植民地化の過程で起きた膨大な非人道行為を見失うことになるだろう。だからこそ植民地支配責任という問題が、折に触れて提起されてきたのである。

（植民地犯罪）がある。これはまさに戦争犯罪概念の植民地への応用である。そこでは、①「人道に対する罪」や「通例の戦争犯罪」に相当するもの、すなわち植民地統治およびその前後の植民地化・脱植民地化のプロセスによって引き起こされた非人道的な犯罪という水準と、②「平和に対する罪」に相当するもの、すなわち植民地化および植民地統治を企てることそれ 자체を犯罪とみなす水準の両者があり得る。<sup>(5)</sup>

実践的な諸課題

まず、混乱を避けるため、最低限の概念規定をしておきたい。

お重要な未解決の問題となり続けている植民地支配責任について、その実践的な課題を整理するとともに、その一つの課題である植民地支配責任論の系譜構築について試論を提示する。<sup>(4)</sup>

野に入れながら、被害／加害の構造、真相究明、謝罪、賠償といった諸問題を比較史的に論ずるための枠組である。私が植民地支配責任ということばを重視しているのは、それが東アジアにおいて長年提起されてきて、今もなお解決すべきものとして受け継がれている実践的課題であると見てよい。このうえで、「アーネスト・ハドソン

扱えているためである。マルクスの「オイエルハンハに  
関するテーゼ」になぞらえていえば、私は植民地支配責任  
をキーワードに世界を「解釈」することよりは、植民地支  
配責任をめぐる状況の「変革」に关心がある。<sup>(8)</sup>実現は容易  
ならざることではあるが、植民地支配責任を実際に追及す  
るためにには、少なくとも三方面での準備作業が必要だと考  
えている。

第三に、さらに歴史的に長くて広い射程を有する概念として「植民地責任」がある。これは永原が前掲書で規定しているように、領土支配に基づけられる公式植民地の歴史にとどまらず、奴隸貿易・奴隸制の歴史をも含み、政治的従属や構造的貧困などのかたちで継続した諸矛盾をも視えでも大いに参照されるべきものである。<sup>(9)</sup>

（「植民地犯罪」）がある。これはまさに戦争犯罪概念の植民地への応用である。そこでは、①「人道に対する罪」や「通例の戦争犯罪」に相当するもの、すなわち植民地統治およびその前後の植民地化・脱植民地化のプロセスによって引き起こされた非人道的な犯罪という水準と、②「平和に対する罪」に相当するもの、すなわち植民地化および植民地統治を企てることそれ 자체を犯罪とみなす水準の両者があり得る。

第二に、東アジアの歴史的経験に根ざした概念としての「植民地支配責任」がある。これは朝鮮や台湾のような公式植民地に關わる植民地犯罪を中心据えながらも、それにとどまらず、より広く未済の植民地問題の責任を追及するためには用いられてきた概念である。そこでは、一方で謝罪や賠償などを通じて償われるべき被害が存在するとともに、他方でその罪が問われるべき、あるいは応答すべき日本政府、日本国民、特定の人物あるいは企業などの責任主

第三の準備作業は、植民地支配責任論の系譜作成である。これは第一と第二のあいだ、すなわち過去に実際に起きたことと現在その問題に取り組むこととのあいだに位置し、両者をつなぐものであると私は考えている。以下、この第三の点について敷衍したい。

既によく知られているように、世界各国の植民地支配や奴隸制・奴隸貿易に関して、謝罪や賠償といった諸問題が

一つめは、法学的な準備作業である。すなわち、「人道に対する罪」、「平和に対する罪」、「ジエノサイド」など、既存の国際人道法をベースにしながら、植民地犯罪を法的に概念化していく作業である。それは同時に、一九〇二一世紀の国際法秩序のなかで、なぜ植民地支配責任が断罪されてこなかつたかという反省をともなうものでなければならぬ。

違いない。そのことが示唆するのは、ダーバン会議以前から世界各地でそうした責任を追及しようという潮流があったということであり、にもかかわらず、そうした無数の声は相互につながり合うことなくばらばらに発せられ、グローバルな権力関係のなかでもみ消されてきたということである。

しかもこれは、ポスト冷戦下で突然起きたことではないし、世界システムの「周辺部」でのみ提起された問題でもない。前田朗によれば、これ以前にも国連の場において植民地支配の犯罪化について問題提起されていたのに、それが消え去っていた。<sup>11)</sup>すなわち、一九四七年に国連総会は、ニユルンベルクおよび東京裁判を踏まえた常設の国際刑事法廷の設置を決め、一九五四年には「人類の平和と安全に対する犯罪法典草案」を公表した。この草案は、「植民地」の文言こそ見られないものの、他国への不法な「併合」や内政干渉、人種的・民族的迫害等を犯罪と規定していた。<sup>12)</sup>だが、冷戦構造のなかで国連での議論は頓挫した。議論が再開されたのは一九八〇年代のことである。国連国際法委員会の特別報告者となつたセネガル出身のドゥドウ・ティアム(Doudou Thiam)は精力的に報告書を提出し、一九九一年に提出した草案では「植民地支配およびその他の形態の外国支配」を犯罪類型として条文に含めていた。<sup>13)</sup>ところが

英國や米国などの先進国が「用語が曖昧だ」「政治的だ」といった批判的コメントを提起した結果、一九九五年にはこの条文案が削除され、それがその後の国際刑事裁判所規程(一九九八年へと受け継がれていた。このように現在に至る国際法秩序のなかでは、植民地支配責任の問題が浮上しては沈んでいったのである。こうしたせめぎあいは、公式の議論の場のみではなく、世界各地で時代を通じてさまざまな場において繰り広げられてきたものと考える。

だからこそ、植民地支配責任論の系譜を辿ることは、近現代における主権国家間の国際法体制の裏面にあった巨大な潮流を見いだし、今日の責任追及のための力として再構築するためには必要な作業である。基本的な問いは次のようなものである。

植民地支配の責任をめぐって、どのような運動、要求、訴え、ことばが紡がれてきたのか。それぞれの背景は何であり、被害―加害を含むどのような具体的なかたちで、異議申し立てが発せられてきたか。異議申し立ては、いつ誰が何に対しても、どのような具体的なかたちで、曲されたり、周辺化されたりしてきたのか。……責任を問う声の問には、どのようなつながりがありえたのか。逆に、なぜつながりえず、ばらばらだったのか。

それらが公的に認知された形式で発せられたものでなければならぬことはないし、全て同じ方向を目指していたものである必要もない。だが、それらを集積することによって、植民地支配責任は決して「新しい」ものではなく、世界各国で常に問われてきたことが浮き彫りになるであろうし、その責任を否認してきた力の存在も見えてくるであろう。究極的にその集合体は、既存の国際法を脱構築し、植民地支配責任を定立していく際の源泉となると私は考えている。植民地支配責任論の系譜が、植民地時代およびその前後に起きたことに関する歴史的な事実解明と、現在における法的な定式化の作業とをつなぐ位置にあるというのは、如上の意味においてである。

以上の準備作業は非常に膨大なものとなり、もちろん個人で進めるることは不可能である。本稿の残りの部分は、このうち一九四五年から二〇年ほどのあいだに日本と南北朝鮮との関係のなかで提起された植民地支配責任論に焦点を絞り、その系譜を構築するうえで必要な視点について、私の考えるところを述べたい。<sup>14)</sup>

## 二 植民地支配責任論の系譜をめぐつて

山田昭次は、朝鮮人・中国人強制連行研究史を叙述する

に際して、「アカデミズムとは無縁な生活者のなかから独自な歴史研究が生まれ」てきたことに留意しながら、詩・版画・小説・慰靈祭など、狭義の「研究史」に全く收まらない取り組みも含めて、こうした調査や論述が「どのような時期に、誰によつて、どのような問題意識によつてなされてきたのかを明らかに」しようと試みた。私は、植民地支配責任論の系譜構築においても、この姿勢が重要だと考える。すなわち、「研究」という枠組ではとうてい捉えきれない、歴史的責任追及に関わるさまざまな取り組みを、その「問題意識」を含めて歴史化していくことが求められる。

それらの経験はちりぢりに断片化されているが、それをつなげていく視点が不可欠である。その際にあり得る一つの視点は、責任追及の重要な方向性、すなわち民衆の個別具体的な被害経験に基づきながら、真相究明、公式謝罪、賠償・補償、責任者処罰などがどう論じられてきたかを明らかにすることである。また、日本国内と南北朝鮮等、「国境」によつて切斷された動きをもつなげていく視点が必要である。これを賠償と責任者処罰について見てみよう。日本の植民地統治によつて被つた苦痛と損害をめぐつて、賠償なし・補償を要求する声は、日本の敗戦直後から各地の被害当事者によつて発せられていた。戦時強制動員され

ていた朝鮮人については、朝連(在日本朝鮮人連盟)が主導しながら、当事者が鉱山や工場等において補償要求を広範に展開した。未払賃金はもちろんのこと、「総合的情報の提供」(眞相究明)、死者・傷病者への補償、特別退職金等を要求するものであった。こうした要求は日本列島内だけで完結するものではなく、朝鮮半島へと帰還した人々によつてもおこなわれた。すなわち朝鮮の解放直後、群山、仁川、全州、木浦、羅州など各地で、強制動員の被害者らが残留日本人に「損害」の賠償や救済を要求した。<sup>18</sup>その後、帰還者や死亡者の遺族らは、太平洋同志会をはじめとした被害団体を結成し、戦時期の援護制度の枠をこえた対日賠償の要求を、南北朝鮮過渡政府および大韓民国政府に対してもこなつた。そうした働きかけは、初期李承晩政権が、「日本を懲罰するための報復の賦課ではなく、犠牲の回復のための公正な理性的要求」としての対日賠償を要求する方針にも結びついたと考えられる。

次に、責任者処罰の要求に關していくれば、朝鮮解放直後から先鋭的に現れていたのが「親日派」処断問題であった。ただ、既に拙稿で論じたように、この用語をいかに言い換えようとも、そこには植民地支配責任の筆頭に置かれるべき日本人が入る余地がない。そこで、「植民地支配責任者」とでもいうべき視点から、あらためて捉えなおしていく必

要がある。たとえば、関東大震災における朝鮮人虐殺に関する議論では、既に一九四五年のうちから、各団体五〇〇〇名が集まるなか、「関東大震災時の計画的虐殺を世界にその真相を公表、朝鮮人に謝罪しその責任者を厳罰に処すこと」という日本政府への要求が採択された。こうした運動は日本国内のみならず、朝連が媒介してソウルでも展開された。そこでは日本人の「軍閥」が責任者として名指されていた。また、極東軍事裁判において、日本の朝鮮植民地支配の罪が裁かれなかつことに対し、在日朝鮮人運動の各団体は相次いで批判の論説を出していた。そこでは、東京裁判の被告に含まれていた南次郎、小磯国昭(いずれも朝鮮総督でもあったらのほか、裁かれなかつた昭和天皇などの日本人が、朝鮮侵略の罪で裁かれるべきだといった主張がなされた)などには、韓国政府が東京裁判の被告を「人道に対する罪」で裁くために南や小磯らの引き渡しに言及したのに對し、在日朝鮮人のいくつかの新聞が呼応するなど、「本国」の要求との関係も見られた。<sup>21</sup>

朝鮮半島に目を転すれば、解放直後から、警察を中心とする総督府の末端統治機構への攻撃等のかたちで民衆の怒りがぶつけられたが、初期には日本人・朝鮮人がとともにその対象となつた。日本人の引揚げとともに、その対象は清算されるべき「親日派」「民族反逆者」等として規定され

ていったが、南北朝鮮ともに各地の民衆組織や政治団体による処断が先行し、後に政府の法令が定められていったことは注目に値する。<sup>22</sup>こうした朝鮮半島での「親日派」処断の動きは在日朝鮮人運動においても展開されたが、そのなかでも一九四六年六月という早い時期に『民衆新聞』(主筆・金斗鎔)の社説が、既に東京裁判と「民族反逆者」「親日派」とを結びつけて論じていたことは銘記すべきである。<sup>23</sup>

一方、植民地支配責任の追及の方向性は、眞相究明・謝罪・賠償・加害者処罰といったいわゆる「過去清算」に限定されるものではなかつた。とりわけ、植民地支配の結果として日本に住むことを余儀なくされた在日朝鮮人の場合、その責任の追及のあり方は多様な方面に及んだ。たとえば、それは民族教育権の保障の要求にもなり得た。一例を挙げると、朝連強制解散(一九四九年)にともなう朝鮮人学校閉鎖の一帰結として一九五五年まで存続した東京都立朝鮮人学校の場合、サンフランシスコ講和条約発効(一九五二年)以降、政府が公費支出をやめる方針を打ち出すとともに、マスコミは学校に対するアンチ・キャンペーンを繰り広げた。それに対し朝鮮人学校側が出したパンフレット『教育の自由を守るために』(一九五一年)は、在日朝鮮人が「日本支配者の為に日本移住をよぎなくされ」、「教育上の民族

固有の権利」を剝奪された歴史をまとめながら、日本政府は「積極的に朝鮮人子弟教育の責任を持ち、その教育を援助し保護し、そうする事によつて過去の非行の責任をつぐなうべき」であると要求した。

それは生活権の保障要求にもなり得た。大阪府泉南郡多奈川町の在日朝鮮人集落における「密造酒」の一斉摘発(多奈川事件、一九五二年)の例を挙げてみよう。この集落は、そもそも川崎造船の艦船工場への強制動員に由来するものであった。この集落にトラック一〇台に分乗した一〇〇名の検査班が現れるや、住民は「われわれは戦争中に引っぱられ、終戦によつてほうりだされ、食うていけないので生きいくため酒を造つているのだ、この酒を取られることは、われわれの生命を奪つるもので、われわれを殺すものである」といながら、タイヤの空気を抜いて抵抗した。この事件を取り材した朝鮮人記者は、「職を世話できないなら(酒造りは)公認の正業として認めるべき性質のもの」だと、生活権の問題として提起した。このようにさまざまな場で植民地支配に起因する諸問題の責任が問われたのである。だからこそ私たちは、賠償や責任者処罰に収斂し得るものにとどまらず、幅広い過去の克服の諸課題に目を向ける必要がある。

する力を分析することも、植民地支配責任の系譜を構築するうえで重要な作業となる。それはグローバルな規模の植民地主義および冷戦という巨大な力から、日常的・生活的な場における関係の力まで、幅広いものであり得る。

まず大枠でいえば、つとに指摘されてきたように、連合国が主導するアジア太平洋戦争の「戦後処理」において、朝鮮植民地支配の責任追及という問題意識が欠落していたことが挙げられる。英國は、対日戦犯裁判において自国の植民地住民に対する日本軍の犯罪を裁いていた<sup>(27)</sup>ところが、日本による日本の植民地住民の被害については、カイロ宣言（一九四三年）で「朝鮮人民の奴隸状態に留意」していたにもかかわらず、また「人道に対する罪」を適用すれば元「自国民」への犯罪行為を裁くことも可能であったにもかかわらず、東京裁判でも他のB級戦犯裁判でも裁かれることはなかつた<sup>(28)</sup>。対日賠償においても、韓国政府がサンフランシスコ講和会議への参加意志を表明していたにもかかわらず、中国参加問題との関連や、旧宗主国－植民地の地位の連動などを理由とした英國の反対などにより、招請されることになかつた<sup>(29)</sup>。しかもその場で調印された講和条約においては、植民地主義の克服とは無関係の「請求権」という概念がその後の二国間交渉の枠組として設定されたことになつた<sup>(30)</sup>。戦犯裁判にしても対日賠償にしても、国際秩序

地支配責任との関係もまた解明されるべき課題である<sup>(31)</sup>。植民地支配責任の否認は、直接その責任を名指された者によるものだけではなかつた。まず冷戦下の政治的イデオロギーが、植民地主義の問題を隠蔽する役割を果たした。一九六〇年代における日本の日韓会談反対運動において、「朴にやるなら僕にくれ」（朴正熙軍事独裁政権に金をやるくらいならわれわれにくれ）といったスローガンに代表されるように、冷戦の論理が突出し、歴史的問題への取り組みが背景に退いていたことはよく知られている<sup>(32)</sup>。そうしたなかで植民地支配責任を明確に打ち出していた日本朝鮮研究所の「反植民地主義」論も、党派対立のなかで、左翼内からも、広範な結集をさまたげる「セクト的な見地」だなどとして批判された<sup>(33)</sup>。

より目に見えにくい植民地支配責任論の壁もある。<sup>ナショニズム</sup>桓は、日本敗戦直後における関東大震災虐殺事件の責任論について、朝鮮人のなかに日本の民衆に対する深刻な猜疑心があつたからこそ、在日朝鮮人運動側が繰り返し「軍閥」の責任や日朝連帶を説いていたのに對し、革新勢力側は民衆のなかにもある排外主義を省みることはなかつたと指摘している。このように政治運動で連帶していても、その立ち位置の歴史的な非対称性ゆえに、日本人側に不可視の領域があつた。在日朝鮮人が、連帶しようという日本人

序そのものが有する植民地主義と、深まる冷戦とが、植民地支配責任を不間に付す原動力となつていたのである。だからといって、日本がこうした国際秩序において単なる受動的な存在だったのではないかと留意すべきである。日本政府は、敗戦直後から賠償問題を念頭に、日本の植民地統治が「帝国主義的」でなかつたとの認識に基づけられた調査を急速に進めていた<sup>(34)</sup>。朝鮮人や台湾人に對し、日本社会の秩序と安全を脅かす恐怖の存在」とのイメージを含む「第三国人」との呼称を公式化させ、日本人側の被害者意識を煽つたのも、日本の政府・政治家およびマスコミであつた<sup>(35)</sup>。こうした状況があつたからこそ、前述の強制動員に対する朝連の補償要求書を受け取った企業側は、これを「被害」と表現し、内務省に次々に報告をあげ、占領軍によつて「鎮圧」してもらつたりもしたのである。こうした朝鮮人認識はさらに冷戦の論理とも結びつけられ、日本政府は、韓国政府の講和会議参加反対の一理由として、もし署名国の一員となつたら「大部分が共産主義者」の在日朝鮮人に賠償の権利を認めてしまふことになるからだといふ恐怖心にもとづく朝鮮人差別は近現代日本に通底する問題であり、その意味において、レイシズム（人種差別）と植民

に向けて、強制動員の歴史を含む在日朝鮮人「渡航史」を幾度となく語つてきたのも、この非対称な関係ゆえではないかと思われる<sup>(36)</sup>。植民地支配責任の系譜構築のためには、こうした日本民衆のなかの無知や無理解、ひいては排外主義も含めて解剖していくなければならないだろう。

## おわりに

ここまで、日朝関係に即して植民地支配責任論の系譜の一端を点描してきたが、そこからも分かるように、「系譜」といつてもそれは族譜のように連續的・系統的な流れとして受け継がれていくようなものではない。むしろその時代の権力関係と政治的な闘いのある局面において、過去のことが想起され、調べられ、語られてきたというべきであろう。

そのような系譜を構築するということは、今日を生きる私たちがなぜ歴史を調べ、書くのかという問にも関わつてゐる。二〇一五年四月に安倍晋三首相が米連邦議会上下両院合同会議で読み上げた演説「希望の同盟」は、「戦後七〇年」を通じて、日本政府が裏側で植民地支配責任を一貫して否認してきた、まさにその表側の歴史の要約そのものであつた。日米の「和解」、「先の大戦」への「反省」の

結果としての「アジアの発展」への「寄与」(まさに「戦後賠償」問題の中核にはそのような認識がある)、米国主導の「戦後経済システム」による「繁栄」、米国の「リーダーシップ」のもとで「冷戦に勝利」、そしてさらなる「日米同盟」の強化……。この歴史の総括的叙述において置き去りにされたものは数多くあるが、植民地支配責任の問題こそは、その重要な一角を占める。私たちはむしろこの置き去りにされた歴史の彼方にこそ、「希望」のわずかな可能性を見いだすべきなのではなかろうか。

- (1) 永原陽子「あとがき」([『植民地責任』論] 青木書店、一〇〇九年)四一九頁。
- (2) 拙稿「日韓会談反対運動と植民地支配責任論」([思想] 一〇〇年一月号)二二八頁。そのくだりのみ引用すれば、「中國に対する日本の『戦争責任』の問題はある程度糾明されましたが、しかし、これとてもまだ不十分、いわんや、朝鮮に対する「植民地支配の責任」の問題などは手もつけられておりません」となっていた。
- (3) ジャン・ポール・サルトル「植民地主義は一つの体制である」[多田道太郎訳『植民地の問題』人文書院、(一〇〇〇年)]。
- (4) 本稿に関連して、私は前掲拙稿のほかに、「植民地支配責任を定立するために」([中野敏男他編『継続する植民地主義』青弓社、(一〇〇五年)、「脱冷戦と植民地支配責任の追及」(金富子・中野敏男編『歴史と責任』青弓社、(一〇〇八年)を刊行している。本稿との重複もあるが、)丁承いただきたい。
- (5) 清水正義は①を「植民地犯罪」、②を「植民地責任」と規

定しているが、「戦争責任と植民地責任もしくは戦争犯罪と植民地犯罪」前掲「植民地責任」論所収、本稿では「植民地責任」をより広義で捉える関係上、①・②を合わせて植民地犯罪としておく。

(6) なお、「植民地犯罪」は英語で「colonial crime」、「植民地責任」は“colonial responsibility”となるが、「植民地支配責任」も訳せば後者と同一になると思われる。

(7) 実際、私が植民地支配責任の問題に正面から取り組む必要があると思った契機は、(一〇〇一年)の日朝首脳会談において、日韓条約のラインを踏襲した「過去清算」の方式が大筋合意されたこととの衝撃であった(拙稿「植民地支配責任を考える」徐勝・前田朗編『文明と野蛮を超えて』かもがわ出版、(一〇一年))。

- (8) ジョン・トーピー「歴史的賠償と『記憶』の解剖」(藤川隆男他訳、法政大学出版局、二〇一一年)は、近年「記憶の仲介者」([日本語版]「仲介者(entrepreneur)」は「企業家」)が数多く現れたことを、冷戦終結とともに「未来の崩壊」の結果として起こった「過去の雪崩」の社会現象として位置づけているが、本書は「解釈」論の典型である。
- (9) 特に、判決文の日本語訳である「女性国際裁判法廷の全記録」[II](緑風出版、(一〇〇一年)が重要である。ただし女性国際裁判法廷は、今日の法規範を遵及適用するものではなく、アジア太平洋戦争当時の国際法および国内法に準拠して判断するという原則で進められたものである。別冊世界会議と日本』(月刊)『部落解放』(一〇〇一年五月号増刊)参照。
- (10) ダーバン会議については『反人種主義・差別撤廃世界会議と日本』(月刊)『部落解放』(一〇〇一年五月号増刊)参照。
- (11) 前田朗「植民地犯罪論の再検討(一)」([統一評論] 五八九、(一〇一四年))。
- (12) "Draft Code of Offences against the Peace and Security of Mankind (1954)," *Yearbook of the International Law Commission*

- (13) 第一八条「植民地支配およそ他の形態の外国支配(Colonial domination and other forms of alien domination)」では、「国連憲章に記された人民の自決権に反して、指導者または組織者として、植民地支配およびその他のあらゆる形態の外国支配を力によって確立または維持する、もしくは力によつてその確立または維持を命令する個人」を有罪であるとしている。
- (14) 前掲拙稿「脱冷戦と植民地支配責任論の追及」二七八一九頁。以下の論述は、私自身が植民地支配責任論の系譜を辿りながら考えてきたことをまとめたものである。前掲拙稿「日韓会談反対運動と植民地支配責任論」は、一九六〇年代における日本人を中心とした植民地支配責任論の位相を明らかにしたものである。近年は、在日朝鮮人を中心とした朝鮮人強制連行論の系譜を、一九四五五年から一九六五年にかけて追跡しており、その一部は「조선인 강제연행론의 계보(1945~1955년)」([한일협정 50년 사의 제조] 三) 등록·아역 사자단(二〇一四年)としてまとめた。(一〇一~二〇一四年度に、同志社大学アメリカ研究所の部門研究で「戦後日本における植民地支配責任論の系譜と米国の存在」研究会を開催したが、本稿はその場での議論も参考にしている。なお、戦後日本の植民地支配責任論を概観した論考として、吉澤文寿「日本の戦争責任論における植民地責任」(前掲「植民地責任」論所収)も参照された)。
- (16) 山田昭次「朝鮮人・中国人強制連行研究史試論」([朝鮮史論集 下巻] 龍溪書舎、一九七九年)四九一~二〇頁。
- (17) 古庄正「足尾銅山・朝鮮人強制連行と戦後処理」(創史社、(一〇一三年))。
- (18) 森田芳夫「朝鮮終戦の記録」(巖南堂書店、一九六四年)三〇九~一二頁。
- (19) 太田修「日韓交渉」(クレイイン、一〇〇一年)、韓惠仁「한 일청구권(韓日請求權) 체결 전후 강제동원 피해의 범위와 보상논리 변화」([사학연구] 一~三、二〇一四年)。
- (20) 鄭榮桓「解放直後の在日朝鮮人運動と『関東大虐殺』問題」([関東大震災 90周年記念行事実行委員会編『関東大震災記憶の継承』] 日本経済評論社、(一〇一四年))。
- (21) 鄭榮桓「東京裁判をめぐる在日朝鮮人発行新聞・機関紙の論調」([日韓相互認識] 一、二〇〇八年)。これとは対照的に、同時期の日本人の東京裁判論は、植民地支配の問題にほとんど言及していなかつた(吉田裕「占領期における戦争責任論」『現代歴史学と戦争責任』青木書店、一九九七年)。
- (22) 前掲拙稿「植民地支配責任を定立するため」。
- (23) 南の「親日派」問題については、徐仲錫「한국근현대민족운동사 연구」一~二(歴史批評社、一九九一、一九九六年)、許宗「반민족주의 조지과 활동」(도서출판 선진)、二〇〇一年)、이강수「반민족적 연구」(구글북스、一〇〇三年)、北について、田鉉秀「해방 전후 북한의 과거청산(1945~1948)」([大邱史學] 六九、一〇〇一年)、金載雄「해방 후 북한의 친일파와 일제유산 청결」([한국근현대사 연구] 六六、一〇一三年)を参照。
- (24) 鄭榮桓前掲「東京裁判をめぐる在日朝鮮人発行新聞・機関紙の論調」。
- (25) 在日本朝鮮人学校PTA全国連合会・東京都立朝鮮人学校教職員組合「教育の自由を守るために」(一九五一年六月)。
- (26) 白佑勝「ルポルタージュ 多奈川事件を解剖する」([朝鮮評論] 三、一九五二年)、『大阪府警察史 第三卷』(大阪府警察本部、一九七三年)三一九頁。
- (27) 林博史「裁かれた戦争犯罪」(岩波書店、一九九八年)。
- (28) 粟屋憲太郎「東京裁判論」(大月書店、一九八九年)、大沼昭保「東京裁判、戦争責任、戦後責任」(東信堂、一〇〇七年)。

年)、林博史「戦犯裁判の研究」(勉誠出版、110—110年)などを参照。

(29) 大韓民国の参加問題については、金民樹「対日講和条約と韓国参加問題」(『国際政治』111—110年)を参照。

お、朝鮮民主主義人民共和国も参加意志を表明しており、講和条約の方向性に何度も抗議声明を出してきた(『太田修・李鍾元他編「歴史としての日韓国交正常化 II 脱植民地化編』法政大学出版局、110—111年)を参照。

(30) 講和条約から日韓交渉にかけての植民地問題については、宮本正明「敗戦直後における日本政府・朝鮮關係者の植民地統治認識の形成」(『研究紀要』一一、世界人権問題研究セミナー、110—111年)。その調査結果が、大蔵省管理局の部外秘報告書『日本人の海外活動に関する歴史的調査』(在日朝鮮人史研究)110—1100年)。

(31) 宮本正明「敗戦直後における日本政府・朝鮮關係者の植民地統治認識の形成」(『研究紀要』一一、世界人権問題研究セミナー、110—111年)。その調査結果が、大蔵省管理局の部外秘報告書『日本人の海外活動に関する歴史的調査』(在

九八五年、九一—八頁)。

(32) 水野直樹「第三國人」の起源と流布についての考察」(『在

日朝鮮人史研究』110—1100年)。

(33) 「華鮮労務対策委員会活動記録」(日本建設工業会華鮮労務対策委員会、110—111年)111—112頁。

(34) Foreign Relations of the United States 1951, Volume VI, Asia and the Pacific, Part I, 1977, pp.1007-1008, 1011. 同記録によれば、「日本政府はほとんど全ての朝鮮人を「かれらの本国に(to their home)」送り返したいと思っている。政府はかれらの不法活動に長いあいだ悩まされた」というメッセージ

も米国側に伝えていた。

(35) 报道 "Koreaophobia in Contemporary Japan," Japanese Studies, forthcoming. なお、奴隸制や植民地支配への謝罪や賠償が問題となつたダーバン会議がそもそも反人種差別の世界会議でも開催に伝えていた。

議であつたこと、人種差別撤廃条約(一九〇六年国連総会採択)の前文で植民地独立付与宣言に留意していることも想起すべきである。

(36) 日本国での日韓会談反対運動については、吉澤文寿「戦後日韓関係(クレイン、110—111年)第八章を参照。

(37) 前掲拙稿「日韓会談反対運動と植民地支配責任論」も参照。

(38) 鄭榮桓前掲「解放直後の在日朝鮮人運動と「関東大虐殺」問題」一二六—九頁。

(39) たとえば林光澈の「渡航史」(『民主朝鮮』一九五〇年七月号)は、朝連解散後の「朝鮮人大衆を日本の前衛的革命勢力に結集」するという課題のなかで、在日朝鮮人の「歴史的諸条件」が日本人と異なることを示したものである。また、姜在彦の小冊子『在日朝鮮人渡航史』(朝鮮研究所、一九五七年)は、マスコミや官憲の排外主義を背景に、「在日朝鮮人問題が発生した歴史的出来をできるだけあきらかにし、問題の合理的な解決のための正しい理解を、より広はんな善意のある日本国民にうつたえ」るために書いたものである。

(いたがき りゆうた)

\*

名著「東北の歴史」の刊行から四八年。東北のルーツを見つめ直し、新たに北の歴史像を描く新シリーズ

## 変わる! 東北史

(企画編集委員)熊谷公男・柳原敏昭

### 東北の中世史 全5巻

7月刊行開始

刊行開始

柳原敏昭編

1951年7月刊行

1951年7月刊行